

## 令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金について

農林水産部農業経営課

全国的に新型コロナウイルス感染症が発生し、イベントや会食の自粛、消費マインドの減退等で農産物の消費減少、販売価格の下落等によって、農業者が大きな打撃を受ける可能性がある。こうした農業者が当面の経営に必要とする資金について、新たな制度資金を創設し、低利な資金融通を行う。

### ○ 資金の概要

区 分	内 容
資金使途	○運転資金 ・種苗費、肥料費、農薬費、素畜費、飼料費、諸材料費、小農具費、販売経費、雇用労賃等直接的経費など農業経営の維持に必要な運転資金
貸付限度額	○年間販売額の減少額又は減少見込額 ただし、1,200万円を限度とする。  (→帳簿等を取扱金融機関で確認)
償還期間	10年以内（うち据置期間3年以内）
融資対象者	○新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農業者
融資枠	5億円
実質金利	年1.40%（令和2年2月20日適用）
融資利率	年0.10% ただし、JAしまねの支援により融資実行後5年間は無利子とする
協調倍率	1.08倍
預託利率	年0.0%（無利子）
信用保証	島根県農業信用基金協会による保証 保証料 年0.2%
債務保証	島根県農業信用基金協会の債務保証（無担保・無保証人）の対象資金とする 島根県農業信用保証制度円滑化対策事業（特別準備金制度）の対象とする 〔原則無担保・無保証人限度額〕 認定農業者：個人1,800万円、法人3,600万円 その他の農業者：個人1,500万円、法人3,000万円
融資機関	JAしまね
預託額	残高預託 (毎年、2月末の融資残高に対して、融資時の協調倍率で除した額を融資機関に4月に預託、8月末の融資残高に応じて10月に調整)
取扱期間	令和2年3月17日より令和2年9月30日まで (状況により、延長の可能性有り)